

議提第2号

不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保のための経済的支援を求める
意見書

会議規則第14条の規定により、不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保
のための経済的支援を求める意見書を次のとおり提出する。

令和4年9月29日 提出

提出者	北本市議会議員	桜井卓
賛成者	北本市議会議員	湯沢美恵
賛成者	北本市議会議員	金森すみ子
賛成者	北本市議会議員	岡村有正
賛成者	北本市議会議員	松島修一
賛成者	北本市議会議員	日高英城
賛成者	北本市議会議員	中村洋子
賛成者	北本市議会議員	今関公美
賛成者	北本市議会議員	保角美代
賛成者	北本市議会議員	渡邊良太
賛成者	北本市議会議員	島野和夫
賛成者	北本市議会議員	岸昭二
賛成者	北本市議会議員	加藤勝明
賛成者	北本市議会議員	黒澤健一

北本市議会議長 工藤日出夫 様

不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保のための経済的支援を求める意見書

全国の小中学校における不登校児童生徒数とその割合は8年連続で増加し、令和2年度は19万6,127人、割合は小学校で1%、中学校で4%に達した。この他にも不登校の定義に当てはまらない潜在的な不登校児童生徒が多数存在していると考えられる。全国と比較すると割合は少ないものの、本市でも令和3年度で小学校20人、中学校で53人と多くの子どもが不登校となっている。

平成28年に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「法」という。）が制定され、第3条第2項において「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒に応じた必要な支援が行われるようにすること。」が法の基本理念の一つとされている。また、第13条では、国と地方公共団体が、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援を行うために必要な措置を講ずるよう規定されている。

法の制定に当たり「不登校児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」との附帯決議が付されたが、これまで国や地方公共団体による経済的支援がほとんど実施されていないのが実情である。

フリースクール等の授業料は平均で月額約3万3千円と高額なうえ、施設自体も少なく、身近に通える施設がない場合には遠方まで通学する必要があることから、利用する子どもとその保護者にとっては、金銭面だけでなく、身体面や精神面でも大きな負担となっている。

以上のことから、国において不登校児童生徒に対する多様な学習機会を確保するための経済的支援を行うよう、下記のとおり強く要望する。

記

- 1 附帯決議に基づき、不登校児童生徒がフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対して、負担を軽減するための経済的支援の在り方について検討し、必要な財政上の措置を講ずること。
- 2 特に、フリースクール等の設置を促進するため、施設の設置及び運営に対する財政的支援策を講ずること。また、当該施設の利用者の負担を軽減するため、授業料や交通費など通学に要する費用の補助等の支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣